

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 [略] 3 [略]	附 則 <u>（施行期日）</u> 1 [略] <u>（経過措置）</u> 2 [略] <u>（岩手県職員定数条例等の廃止）</u> 3 [略] <u>（警察官の定数の特例）</u> 4 <u>岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第81号）の施行の日から平成25年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、2,245人とする。この場合において、第2条の2第1項中「92人」とあるのは「95人」と、「189人」とあるのは「195人」と、「591人」とあるのは「631人」と、「612人」とあるのは「652人」と、「631人」とあるのは「672人」とする。</u> 5 <u>平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、2,185人とする。この場合において、第2条の2第1項中「92人」とあるのは「94人」と、「189人」とあるのは「192人」と、「591人」とあるのは「612人」と、「612人」とあるのは「634人」と、「631人」とあるのは「653人」とする。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。